令和２年度　第３回　長野市景観審議会記録

日時　令和３年２月９日（火）
　　　午後１時 30 分～午後２時 30 分
場所　市役所第一庁舎　7 階　第一・第二委員会室

出席委員　10 名

赤羽委員、稲葉委員、大上委員、久米委員、山貝委員、石黒委員、北村委員、湯本委員、下崎委員、西澤委員

欠席委員　5名

野口委員、羽藤委員、篠原委員、土倉委員、塚田委員

１　開　会

定足数の確認

２　会長挨拶

３　審　議

・第 34 回長野市景観賞の実施について

事務局：【資料１～３により第34回長野市景観賞の実施について説明（省略）】

議　長：盛り込んだ方がよいこととか、変えた方がよい、何かそういった面での意見を頂きたい。

委　員：個人的には、景観賞なので、防災のことは余り考えなくてもよいと思うが、昨年の選考の中で、防災という話が出たので、それを選考要素に含めるか、景観賞だから従来どおりでよいのかということをここで決めていた方がよいと思う。

委　員：外に個人的に防災スペースをとれるかというと、ちょっと難しいという点もあるので、選考要素に含めない方がよいと思う。

事務局：防災という機能を一般の建物で企業や個人が備えるのは困難だと思うので、選考要素には含めずに、選考していく中で考えるのがよいと思う。

議　長：ほかに意見はあるか。
どのような作品が出てくるか分からので、選考要素に文字でうたわない方が、柔軟性があってよいのではないか。よろしいか。

【意見なし】

議　長：意見がないようなので、防災は選考要素に含めないこととする。

委　員：一次選考では、「10 点の範囲内」と規定されているが、丸々10 点は使わなくてもよいということか。

事務局：そのとおりである。

委　員：10作品以内ということは、１作品でもよいということか。

事務局：そのとおりである。

委　員：ここ何年かは、どうやって応募を増やすかが大きな話題になっているが、より効果的に市民に対して、景観賞の募集を示すという意味では、メディアを使うようなことも含めて考えた方がよいと思うが、事務局並びに皆様考えも聞きたい。

事務局：資料に記載しているもの以外では、ＦＭ善光寺への出演、長野駅ＭＩＤＯＲＩの「りんごのひろば」及び市役所第１庁舎１階の市民交流スペースでのパネル展示とチラシの配布、ツイッター、トイーゴビジョン、ＮＨＫのお知らせ放送、行政情報モニターでのお知らせ、建築士会などの関係団体へチラシの配布を依頼し周知を行っている。

議　長：今の話を聞いて、まだこういう方法もあるのではないか、ああいう方法もあるのではないかということがあれば、お願いしたい。

ただ、やはりお金はかけられないですね。

事務局：そのとおりである。

すべて無料でやっていただけるものばかりである。

議　長：どこかこういった所にポスターを貼ったらとか、そういったものが何かあったら、今すぐに思いつかないかもしれないが、お願いしたい。

委　員：支所とかはどうなのか。

事務局：全支所、公民館、図書館、もんぜんぷら座のような人の集まる市の施設でポスターの掲示、チラシの配布、作品集の配布を行っている。

委　員：教育現場に依頼できるのかどうかということも含めてなのだが、景観を良くしていこうというのは、若い人を含めて各世代で考えていっていいものだと思うので、教育の一環として、そういうことができれば良いのかなと思う。

事務局：信州大学の工学部と、長野高専、長野工業高校、建築関係の学部がある学校にチラシの配布をお願いしている。

委　員：建築専攻に余りこだわる必要はないと思う。可能であれば、もっと範囲を広げてもよいと思う。

事務局：建築にこだわらずに、配布を依頼する際に検討したい。

委　員：私もフェイスブックで発信してみたがチラシでは反応が薄いので、きれいに撮った写真の方が、発信力があると思う。画像を送っていただいて、皆で発信すればよいかなと思う。

事務局：画像はたくさんあるので、もし何か発信していただけるということでしたらぜひお声をかけていただきたい。

議　長：ポスターを貼って効果が上がるような所がありましたら、皆様からも情報をいただければと思う。よろしいか。

【意見なし】

委　員：景観審議会の委員も積極的に作品を推薦してもよいのではないかという意見が出たことがあった。埋もれている作品にできるだけ日を当てたいと実は思っているが、実際審議を行う立場の人が、推薦にどの程度まで関わってよいのかという、かなり微妙な判断を要求されると思う。

事務局としてどう思っているかということも知りたいし、委員の皆様も、推薦したからといってそれに縛られないからよいのではないかという意見もあるかもしれないが、少し、御意見を伺えたら、今後、応募を進めていく上でも、かなり重要なことになってくると思う。

小さい作品も発掘していきたいということもあるので、議題を提起した。

事務局：規定上も、委員の応募を禁止しているものではなく、当日の審査の議論の中でも、自分が推薦したものに対する誘導的な話などは、皆様多分されないと思うので、推薦していただいてよいと思う。

当日の審査の時に、自分が推薦した作品に対して、色々な意見が出るかもしれないが、そういったことは気にせずに、推薦していただければよいのではないかなと思う。

色々と発掘していただくのがよいと思う。

議　長：皆様から御意見はあるか。

【発言なし】

議　長：では、私から意見を述べさせていただく。

今の事務局の取り計らいでよいのではないかと思う。

ここにおいでの皆様は、それぞれ色々な面で目が肥えていると思いますし、そしてまた、その道に特に関心を持たれているので、良いものを探すこともできる。

議事についても、ごり押しで進めるところもなく、大勢の皆様の意見を真摯に受けとめて、そしてそういった中から、最終決定している。

委員の推薦を禁止するということはしない方がよいのではないかと思うが、いかがか。

委　員：今、会長がおっしゃられた方向で私はよいと思うが、うがった見方をすれば、第三者、全然関係ない人が、そういった過程を見たときに、出来レースではないかということを言われる恐れも、なきににしもあらずなので、そこがちょっと心配である。そのようなことは決してないと思うが。

議　長：そう言い始めれば、世の中色々なことを人に言われるので、それはよいのではないか。公明正大にということで。

よろしいか。

そういったことを決めるとか、どうのというのではなくて、皆様からも作品を推薦していただければということで、ぜひお願いしたい。

他に何かありますか。

【発言なし】

議　長：それでは以上をもって、本日、準備した議事については、終了とさていただく。
色々なことで活発な御意見を出していただき、また皆様にお力添えをいただいたことに心より感謝を申し上げる。

4　その他

委　員：デザイン専門部会で毎月大規模行為について、三者協議を行う、行わないということを検討しており、もう少し例えば道沿いとか、アプローチ側に緑を増やしてほしいと指摘しても、結局緑化条例の 10％を満たしているからよいではないかという話で終わってしまうことがある。
東京都では 20％という区もあるようだし、10％を満たしていても余り多くないという印象が個人的にはあるので、10％というのが果たして適正なのかどうかと思う。
この景観形成基準は、部会だけで決めているわけではないので、ここで話し合うことではないにしても、大規模行為案件の審査をしている中での印象としてお話しさせていただいた。

事務局：景観形成基準では、私権の制限など色々な問題があるので、具体的に何ｍ以上の樹木を植えなさいということまで規定できないところがある。そうした中で、何か問題のある案件であれば、事業者に依頼をしていくような形で進めていければと考えている。

委　員：10％というのが、何なのかなと思う。
私は、市街地はもう少し上げてもよいのではないかという考えを持っているので、投げかけてみたかったということです。

事務局：その件に関しては、公園緑地課でも「緑を豊かにする計画」等で内容を決めているが、国からもグリーンインフラという考え方も出されているので、今後、計画を改定するといったときには、そういった御意見も参考にさせていただくような形になるかと思う。

事務局：【委員改選及び４月の審議会について説明（省略）】

5　閉　会

都市整備部長挨拶